

焼津市建設工事共同企業体取扱要綱

平成11年7月2日告示第97号

改正

平成13年3月28日告示第38号
平成15年3月31日告示第43号
平成24年2月7日告示第31号
平成29年1月27日告示第24号
令和3年3月31日告示第107号

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この要綱は、焼津市が発注する建設工事に係る共同企業体（以下「共同企業体」という。）の取扱いに関し、焼津市競争入札参加者の資格に関する要綱（平成23年焼津市告示第310号）に定める事項の特例その他必要な事項を定めるものとする。

(共同企業体の方式)

第2条 共同企業体を活用する場合には、次の各号のいずれかの方式によるものとする。

- (1) 特定建設工事共同企業体 大規模、かつ、技術的難度の高い工事の施工に際して、共同企業体による施工が必要と認められる場合に工事ごとに結成する共同企業体をいう。
- (2) 経常建設工事共同企業体 優良な中小建設業者が、継続的な協業関係を確保することによりその経営力・施工力を強化する目的で結成する共同企業体をいう。

第2章 特定建設工事共同企業体

(特定建設工事共同企業体の対象工事)

第3条 特定建設工事共同企業体の対象工事は、次のいずれかに該当する建設工事とする。

- (1) 1件の工事費がおおむね5億円以上の土木工事
- (2) 1件の工事費がおおむね10億円以上の建築工事
- (3) 1件の工事費がおおむね2億円以上の設備工事

2 前項に規定する建設工事以外であっても、特定建設工事共同企業体による共同施工により、事業の円滑かつ効率的な運営が確保できると認められるものについては、同項の規定にかかわらず、特定建設工事共同企業体に発注することができる。

(対象工事の指定)

第4条 焼津市建設工事請負業者等審査委員会（以下「審査委員会」という。）は、対象工事の規模、内容等を勘案して、特定建設工事共同企業体に発注する建設工事を指定する。

(構成員の数)

第5条 特定建設工事共同企業体の構成員の数は、2者又は3者とする。

(構成員の組合せ)

第6条 特定建設工事共同企業体の構成員の組合せは、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 焼津市競争入札参加者の資格に関する要綱（平成23年焼津市告示第310号。以下「資格要綱」という。）第6条に規定する有資格者名簿において、対象工事に係る業種の登録がある者による組合せであること。
- (2) 経常建設工事共同企業体又は特定建設工事共同企業体を構成員とする組合せでないこと。
- (3) 事業協同組合等（中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づく事業協同組合及び企業組合並びに中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）に基づく協業組合をいう。以下同じ。）が特定建設工事共同企業体の構成員である場合は、当該組合等とその構成員との組合せでないこと。
- (4) 次条第5号又は第10条第2号の要件を別途定める場合には、その要件を満たす者の組合せであること。

(構成員の要件)

第7条 特定建設工事共同企業体の構成員は、次に掲げる要件を満たす者とする。ただし、対象工事の他の共同企業体の構成員となることはできない。

- (1) 対象工事に対応する建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）の許可業種につ

き、許可を有してからの営業年数が3年以上あること。

- (2) 発注工事に対応する法の許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置しうること。
- (3) 法第28条第3項の規定による営業停止の期間中でないこと。
- (4) 焼津市建設工事等入札参加資格停止措置要綱（平成24年焼津市告示第30号）に基づく入札参加資格停止の期間中でないこと。
- (5) 対象工事に対応する要件を別途定める場合には、その要件を満たすこと。

（結成方法）

第8条 特定建設工事共同企業体の結成方法は、自主結成とする。

（出資比率）

第9条 特定建設工事共同企業体の構成員のうち、出資比率の最小限度基準は、次のとおりとする。

- (1) 2者の場合 30パーセント以上
- (2) 3者の場合 20パーセント以上

（代表者要件）

第10条 特定建設工事共同企業体の代表者は、次に掲げる要件を満たす者とする。

- (1) 構成員中より大きな施工能力を有する者とし、その施工能力及び出資比率が構成員中最大であること。
- (2) 代表者要件を別途定める場合には、その要件を満たすこと。

（審査委員会への諮問）

第11条 第7条第5号又は前条第2号の要件を別途定める場合には、入札参加資格設定調書（第1号様式）を作成し、あらかじめ、審査委員会に諮るものとする。

（入札参加資格の公告）

第12条 特定建設工事共同企業体を契約の相手方としようとするときは、焼津市制限付き一般競争入札実施要綱（平成11年焼津市告示第40号）に定める事項のほか、次に掲げる事項を公告するものとする。

- (1) 特定建設工事共同企業体による工事である旨及び当該工事名
- (2) 特定建設工事共同企業体の構成員数、構成員の組合せ、構成員の要件、結成方法、出資比率及び代表者要件
- (3) その他必要と認める事項

（入札参加資格申請）

第13条 入札参加資格審査の申請をしようとする特定建設工事共同企業体は、公告で定める期日までに、次に掲げる書類を市長に提出するものとする。

- (1) 建設工事入札参加資格審査申請書（第2号様式）
- (2) 特定建設工事共同企業体協定書（第3号様式）の写
- (3) 各構成員の経営事項審査結果通知書の写
- (4) 委任状（第4号様式）
- (5) 使用印鑑届（第5号様式）
- (6) その他競争入札参加資格の認定に必要な資料

（資格認定）

第14条 審査委員会は、前条の規定により提出された書類に基づき、特定建設工事共同企業体の入札参加資格の認定の可否を審議するものとする。

2 前項の規定による審査委員会の審議結果については、入札参加資格審査結果通知書（第6号様式）により、申請者に通知するものとする。

（存続期間）

第15条 特定建設工事共同企業体は、当該工事の完成後、残務整理等に必要な期間として3か月以上存続するものとする。

（編成表の提出）

第16条 契約を締結した特定建設工事共同企業体は、契約の日から7日以内に建設工事共同企業体編成表（第7号様式）及び指定建設業監理技術者資格者証の写を提出するものとする。建設工事共同企業体編成表の記載内容に変更を生じた場合も、同様とする。

第3章 経常建設工事共同企業体

(経常建設工事共同企業体の対象工事)

第17条 経常建設工事共同企業体の対象工事は、単体企業の場合に準じて取り扱うものとする。

(構成員の数)

第18条 経常建設工事共同企業体の構成員の数は、3者以内とする。ただし、継続的な協業関係が確保され、円滑な共同施工に支障がないと認められるときは、5者以内とすることができる。

(構成員の組合せ)

第19条 経常建設工事共同企業体の構成員の組合せは、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条の要件を満たす中小企業による組合せであること。
- (2) 有資格者名簿に登録されている者(経常建設工事共同企業体は除く。)のうち、焼津市内に主たる営業所(本店)を有する者による組合せであること。
- (3) 経常建設工事共同企業体又は特定建設工事共同企業体を構成員とする組合せでないこと。
- (4) 事業協同組合等が経常建設工事共同企業体の構成員である場合は、当該組合等とその構成員との組合せでないこと。
- (5) 等級区分が設けられている場合は、同一の等級又は直近等級に格付けされた者の組合せであること。ただし、下位の等級の者に十分な施工能力があると判断される場合には、直近二等級までに格付けされた者の組合せを認めることも差し支えないこと。

(構成員の要件)

第20条 当該経常建設工事共同企業体の構成員は、次に掲げる要件を満たす者とする。

- (1) 当該共同企業体が有資格者名簿に登録しようとする業種について、建設業法に基づく許可を有してからの営業年数が3年以上あること。
- (2) 前号の業種について、元請としての施工実績を有すること。
- (3) 地方自治法施行令第167条の4に規定する者に該当しないこと。

(結成方法)

第21条 経常建設工事共同企業体の結成方法は、自主結成とする。

2 一の企業が、結成することができる経常建設工事共同企業体の数は、1に限るものとする。

(出資比率)

第22条 経常建設工事共同企業体のすべての構成員が均等割の10分の6以上の出資比率であるものとする。

(代表者要件)

第23条 経常建設工事共同企業体の代表者は、当該共同企業体の構成員において決定された者とする。

(競争入札参加資格申請)

第24条 入札参加資格審査の申請をしようとする経常建設工事共同企業体は、指定の期日までに、次に掲げる書類を市長に提出するものとする。

- (1) 経常建設工事共同企業体協定書(例)(第8号様式)の写
- (2) 各構成員の経営事項審査結果通知書の写
- (3) 委任状(第4号様式)
- (4) 使用印鑑届(第5号様式)
- (5) その他入札参加資格の認定に必要な資料

2 前項各号に規定する書類の記載内容に変更が生じた場合は、速やかに市長に提出しなければならない。

(編成表の提出)

第25条 契約を締結した経常建設工事共同企業体は、契約の日から7日以内に建設工事共同企業体編成表を提出するものとする。当該編成表の記載内容に変更を生じた場合も、同様とする。

(解散等)

第26条 経常建設工事共同企業体は、認定を受けてから2年以内に解散し、又はその構成員の組合せを変更してはならない。ただし、すべての構成員の同意があり、かつ、市長が相当の理由があると認めるときは、この限りでない。

2 経常建設工事共同企業体の構成員は、認定を受けてから2年以内に、当該共同企業体を脱退して

はならない。ただし、すべての構成員の同意があり、かつ、市長が相当の理由があると認めるときは、この限りでない。

(有資格者名簿からの抹消)

第27条 市長は、有資格者名簿に登録された経常建設工事共同企業体が、次の各号のいずれかに該当するときは、当該企業体を当該名簿から抹消するものとする。

- (1) 構成員のいずれかが有資格者名簿から抹消されたとき。
 - (2) 第20条各号の規定に該当しなくなったとき。
 - (3) 次項の規定により有資格者名簿に登録された業種がすべて抹消されたとき。
 - (4) 第24条第2項に規定する届出を怠ったとき。
 - (5) 申請内容に虚偽があったとき。
 - (6) 経常建設工事共同企業体が有資格者名簿からの抹消を申し出たとき。
 - (7) 経常建設工事共同企業体を解散したとき。
- 2 市長は、有資格者名簿に登録された経常建設工事共同企業体の業種について、次の各号のいずれかに該当するときは、当該企業体の業種を有資格者名簿から抹消するものとする。
- (1) 当該企業体の構成員のいずれかが有資格者名簿から抹消されたとき。
 - (2) 当該企業体が有資格者名簿からの抹消を申し出たとき。

附 則

- 1 この告示は、公示の日から施行する。
- 2 焼津市特定建設工事共同企業体取扱要綱（平成7年焼津市告示第170号）は、廃止する。

附 則（平成13年3月28日告示第38号）

この告示は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成15年3月31日告示第43号）

この告示は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成24年2月7日告示第31号）

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成29年1月27日告示第24号）

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月31日告示第107号）

この告示は、令和3年4月1日から施行する。